四十八　家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十一号）

第１条中「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘因を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘因を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第14条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第16条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

四十九　ピアノの表示に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第十二号）

第１条中「第12条第１項」を「（昭和37年法律第134号）第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第24条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第26条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改め、同条第４項中「公正取引委員会」を「、消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十　旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（平成五十九年公正取引委員会告示第三十一号）

第１条中「は」の下に「、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき」を加え、「その他の経済上の利益」を削り、「もって旅行業等の公正な競争を確保することを目的とする」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第２条第３項中「附随」を「付随」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十一　アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和六十年公正取引委員会告示第二号）

第１条中「不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争秩序を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第７条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十一　眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第16条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第18条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十二　単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第七号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に改め、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もつて公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第５条中「前２条」を「前二条」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十四　スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（昭和六十二年公正取引委員会告示第十二号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第３条第３項第２号中「その他これらに類似するもの」を「、インターネットその他これらに類似するもの」に改める。

第20条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め，同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第22条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十五　辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約（昭和六十三年公正取引委員会告示第十七号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第３条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

第９条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第11条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十六　レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約（平成三年公正取引委員会告示第三十三号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第10条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第12条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。

五十七　募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約（平成四年公正取引委員会告示第二十六号）

第１条中「第12条第１項」を「第11条第１項」に、「一般消費者の適正な旅行選択を保護し、旅行業等における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする」を「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする」に改める。

第６条第１項中第10号を第11号とし、第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の一号を加える。

⑻　旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもののうち、重要なもの

第６条第３項中「第１項第10号」を「第１項第11号」に改める。

第17条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改め、同条第３項中「前２項」を「前二項」に、「公正取引委員会」を「消費者庁長官」に改める。

第19条第２項中「公正取引委員会」を「消費者庁長官及び公正取引委員会」に改める。